

男鹿市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、雑誌を広告媒体として活用することにより、市の新たな財源を確保し、並びに男鹿市立図書館（以下「図書館」という。）の図書資料等を確保することにより、市民の図書館利用サービスの向上を図ることを目的とする。

(内容)

第2条 雑誌スポンサー制度は、広告を表示する者（以下「雑誌スポンサー」という。）が購入費用を負担し、購入した雑誌のカバー等に広告を掲載し、図書館利用者の閲覧に供する。

(雑誌スポンサー及び広告掲載の基準)

第3条 男鹿市広告掲載基準第3条に定める業種又は事業者については、雑誌スポンサーになることができない。

2 男鹿市広告掲載基準第4条に定めるものは、広告掲載をしない。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格及び掲載位置等は、教育長が別に定める。

(広告の募集)

第5条 広告の募集方法については、教育長が別に定める。

(広告の掲出期間)

第6条 広告の掲出期間は、雑誌スポンサーに選定した月の翌月から1年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに教育長または雑誌スポンサーいずれかの解約の意思表示がない場合は自動的に継続するものとし、その後も同様とする。

(雑誌スポンサーの申請)

第7条 雑誌スポンサーは、雑誌スポンサー申請書（様式第1号）に広告の原稿を添えて、教育長に提出しなければならない。

(雑誌スポンサーの選定等)

第8条 教育長は、雑誌スポンサーの選定にあたっては、第3条に定める基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

2 教育長は、雑誌スポンサーを選定したときは、当該雑誌スポンサーと覚書（様式第2号）を締結するものとする。

3 教育長は、前項の覚書を締結した後、雑誌スポンサーが第3条第1項の基準に該当する事実が判明し、又は生じたときは、選定を取り消すことができる。

(雑誌購入代金の納付)

第9条 雑誌スポンサーは、提供する雑誌の代金を、教育長が指定する期日までに図書館指定の納入業者に直接支払うこととする。

(広告審査委員会)

第10条 教育長は、第8条第1項に定める審査を行うため、男鹿市立図書館雑誌スポンサー・広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設置することとし、その事務局を図書館に置く。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、教育次長をもって充てる。
- 4 副委員長は、生涯学習課長をもって充て、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、図書館長、若美コミュニティセンター所長及び図書館協議会委員長をもって充てる。
- 6 委員長は、必要に応じ、審査する内容に関する事項を所管する者を臨時の委員として加えることができる。

(会議)

- 第11条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席により成立する。
 - 3 委員会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。
 - 4 委員長が必要と認めたときは、関係者に会議への出席を依頼し、説明を求めることができる。
 - 5 委員長は、会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであるときは、持ち回り審査に付することができる。

(広告掲載の責務)

第12条 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(その他)

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。